

監査結果に係る措置通知書

泉区		
監査結果 (指摘事項)	改善措置	
<p>(1) 不適切な契約事務について</p> <p>契約の締結に当たっては、仙台市契約規則（昭和 39 年仙台市規則第 47 号）、契約事務の取扱いに関する要綱（平成元年 3 月 31 日市長決裁）及び仙台市契約業者指名基準（平成元年 8 月 3 日市長決裁）に基づき、実際に履行可能な業者を選定し、適正に契約事務を行う必要がある。</p> <p>ところが、泉区中央市民センターにおいては、将監市民センター廃棄物収集運搬処分業務委託について、本件で必要となる処分業許可を持たない業者から見積りを徴取し契約していた。</p> <p>契約事務の取扱いに当たっては、関係法令等に則り、適正に処理する必要がある。</p>	<p>見積依頼の相手方が許可業者であることの確認を徹底し、今後は収集運搬業務及び処分業務それぞれの業務ごとに許可を得ている業者と契約を締結することとした。</p> <p>また、再発防止に向けた確認の徹底について、リスクチェックシートに項目を加えセンター内で周知徹底するとともに、区内内部課長会において周知を行った。</p> <p>泉区内部課長会における周知日 令和 5 年 5 月 23 日</p>	